

## 最上町農業委員会第23回総会議事録

日 時 平成28年04月25日(月) 午前10時00分～  
場 所 最上町役場 3階 第一会議室  
招 集 者 最上町農業委員会 会 長 後藤 一男  
日程第1 会期の決定について  
日程第2 議事録署名委員の指名について  
日程第3 議 案

### 1. 出席委員 (14名)

1番 渡部 浩栄      2番 庄司 千賀夫      3番 奥山 定次郎      4番 菅 孝  
5番 渡邊 紀栄      6番 渡部 義信      7番 大場 充      8番 高橋 光廣  
9番 中畠 聡      11番 今田 源光      12番 奥山 勝明      13番 五十嵐一春  
14番 二戸 孝一      15番 後藤 一男

### 2. 欠席委員 (1名)

10番 小林 吉雄

### 3. 会議に出席した職員

事務局 長 大場 晃      事務局次長 金田 敏幸  
事務局 筆 耕 大澤 真由美      事務局 筆 耕 齊藤 千枝

### 4. 会議に付議した事項

#### 議事

報告第1号      農地法第18条第6項の規定による通知について  
議案第1号      農地法第3条の規定による許可の取消申請  
議案第2号      農地法第3条の規定による許可申請承認について  
議案第3号      農地法第4条の規定による許可申請承認について  
議案第4号      最上町農用地利用集積計画について

## 【開 会】

議 長 :  ただ今より、平成 28 年度最上町農業委員会第 23 回総会を開会致します。本日は 10 番委員の小林吉雄委員が欠席しておりますが定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。

## 【会期の決定】

議 長 :  日程第 1、会期の決定について議題と致します。お諮りいたします。会期は本日一日限りと致します。これに異議はございませんか。  
 (異議なしの声)  
 全員異議なしと認めます。よって、会期は本日一日限りと決定いたしました。

## 【議事録署名委員の指名】

議 長 :  日程第 2、最上町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただく事にご異議はございませんか。  
 (異議なしの声)  
 ご異議なしと認めます。それでは、4 番菅孝委員、5 番渡邊紀栄委員兩名にお願い致します。  
 それでは、日程第 3 議事に入ります。

## 【議 事】

### 報告第 1 号

事 務 局 :  「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の提出があったので、受理したものである。平成 28 年 4 月 25 日提出。  
 (報告第 1 号について朗読説明  2 件)

議 長 :  ただ今、事務局の説明が終わりました。このことについて、ご意見ご質問をお受けいたしますが、質疑のある方は、議席番号を言ってから挙手の上ご発言くださいますようお願いいたします。質問ご意見はございませんか。  
 (なしの声)

ご意見ご質問がないようですので、採決いたします報告第1号について賛成の方は挙手をお願いいたします。全員賛成と認めます。よって報告第1号は原案どおり承認されました。

次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可の取消について」事務局の説明を求めます。

事務局： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可の取消について」、農地法第3条の規定による許可の取消申請があったので許可の取消について本会の可否を求める。平成28年4月25日提出。  
(事務局議案第1号 朗読説明)

議長： ただ今、議案第1号「農地法第3条の規定による許可の取消について」について事務局の説明が終わりました。この議案第1号について皆様のご意見、ご質問をお伺いいたします。何かありませんか。ないようですので採決いたします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の取消について」賛成の方は挙手願います。  
(全員挙手)  
全員賛成と認めます。よって、議案第1号は原案どおり承認決定いたしました。

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

事務局： 「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、同条第1項の規定により可否を決定しようとするものである。平成28年4月25日提出。  
(事務局議案第2号 朗読説明 3件)

議長： ただ今、議案第2号について事務局の説明が終わりました。1番、2番については、調査員報告がございます。1番について、14番委員報告をお願いいたします。

14番委員： 20日の日に事務局次長と現地を確認してまいりました。位置図をご覧ください。国道47号線から法田・野頭線(県道)を入りまして皆様はわかると思いますが、〇〇ハウスがあります。その手前50mほど手前を左に入ります。5番の現況は、この筆が単独で存在しているわけではなく、位置図でもわかりますように、2枚目の水田にぞくしております。外の筆は、一筆が水田、3筆の現況は畑になっておりました。

以上です。

議 長 : ご苦労様です。次に、2番の調査員報告を13番委員お願いいたします。

13番委員 : 4月20日に事務局次長と現地調査に行っていました。6ページをご覧ください。最上・鬼首線の〇〇小学校の真向かいになります。田んぼとしては、条件のいい所だと思います。以上です。

議 長 : ご苦労様です。それでは、議案第2号「農地法第3条について」の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見をお願いいたします。何かございませんか。ないようですので採決いたします。議案第2号について原案どおり決定することに賛成のお方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)  
全員賛成と認めます。よって、議案第2号は原案どおり決定承認いたしました。

続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 : 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」説明をいたします。  
(議案第4号 朗読説明 2件)

議 長 : 事務局の説明が終わりましたが、2件について調査員報告がございます。1番について13番委員報告お願いいたします。

13番委員 : 4月20日に現地調査してきました。●●寺の真向かいで少し入ったところですが、今は届出人が畑を作っているところです。わりと広い土地ですので、近隣への影響はないと思います。以上です。

議 長 : ご苦労様です。続きまして、2番について、14番委員の報告をお願いいたします。

14番委員 : 20日に事務局次長と現地調査してきました。20ページをご覧ください。斜線部分が今回の申請の場所です。斜線のすぐ上が現在の住居になります。斜線の下が県道の大堀・西公園線です。補足説明にもありますが、日照等の被害があるとなっておりますが、回りが殆ど自家畑

であり、水田はありません。日照的な問題はないと思われます。排水等も合併浄化槽を使用するということで問題はないと思ひます。以上です。

議 長 : ご苦勞様です。事務局、並びに調査員報告が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問がございましたら宜しくお願ひいたします。  
(3番委員挙手)

3番委員 : 2番の合併浄化槽といつても排水は、道路のU字溝に流すということですか。  
(14番委員挙手)

14番委員 : 一昨年に消雪溝が出来たのでそこに浄化槽できれいになった水を流すということだと思われます。  
(3番委員挙手)

3番委員 : 部落とかの許可はとつているのでしょうか。  
(事務局長挙手)

事務局長 : 合併浄化槽を設置の場合は許可等の必要がないということになっております。

議 長 : 3番委員よろしいですか。

3番委員 : はい。

議 長 : ほかにございませぬか。それでは、ないようですので議案第3号に「農地法第4条の規定による許可申請について」原案どおり決定する事に賛成の方は挙手をお願ひいたします。  
(全員挙手)

全員賛成と認めます。よつて、議案第3号は原案どおり決定承認されました。

続きまして、議案第4号「最上町農用地利用集積計画について」事務局の説明を求めます。

事務局 : 議案第4号「最上町農用地利用集積計画について」説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画について、同

法第 18 条第 1 項の規定により意見の決定を使用とするものである。平成 28 年 4 月 25 日提出。

(議案第 4 号 朗読説明 13 件)

議 長 : 議案第 4 号について事務局の説明が終わりました。13 件を審議して頂きます。

(暫時休憩)

5 番に関しまして、当事者がおりましたが本日欠席をしておりますので、退席と同じ扱いで皆様の審議をお願いしたいと思います。ご質問、ご意見をお願いいたします。

(11 番委員挙手)

11 番委員 : 1 番の案件ですが、4 反歩での対価が安いのではないかと思います。縁故関係とかあるのでしょうか。

(事務局挙手)

事務局 : 当事者同士の話し合いですので、事務局は特に関与はしておりません。関係性はわかりかねます。

(2 番委員挙手)

2 番委員 : 近隣ですので、私から説明いたします。譲渡人が譲受人の叔父でありますので親戚関係にはあります。

議 長 : 11 番委員よろしいですか。

11 番委員 : はい。

議 長 : ほかにございませんか。ないようですので議案第 4 号「最上町農用地利用集積計画について」採決いたします。議案第 4 号について原案どおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第 4 号は原案どおり決定承認されました。

以上で本日の議案の審議、並びに報告事項は全て終了いたしました。よって、平成 27 年度第 23 回総会を閉会いたします。